

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の
一部を改正する法律案

2023年5月10日（水）

立憲民主・社民
参議院議員 田島 麻衣子

立憲民主・社民の田島麻衣子です。

ただいま議題となりました「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」について、会派を代表して質問いたします。

我が国が宣言した2050年カーボンニュートラルの目標達成に向け、我が国としても、「公正な移行」という前提の下で、脱炭素社会への移行に着実に、そして確実に取り組む必要があることは、論をまちません。

だからこそ私たちは、危惧しています。GX、すなわちグリーントランスフォーメーションを理由に、政府による原子力政策の見直し、あまりに急に始まり、そしてあまりに急に終わりに近づこうとしているからです。

だから私たちは、危惧しています。ウクライナ侵略を発端としたエネルギー危機への対応のために、目先の利点がクローズアップされ、国の長期的なエネルギー安全保障に関するビジョンや、具体的な安全性についての議論が置き去りにされているのではないかと懸念されるからです。

だから私たちは、危惧しています。それは本法律案の準備にあたっては、エネルギーの安定的な供給を「推進」する立場にある資源エネルギー庁が、原子力を「規制」する立場にある原子力規制委員会に対して、規制側の議論を誘導した可能性が指摘されており、「規制と推進の分離」という福島第一原子力発電所の事故からの大きな教訓が、忘れ去られているのではないかと懸念されるからです。

こうした問題意識に基づき、以下、代表質問に入らせて頂きます。

(原発運転延長の安全性に関する科学的・技術的な議論の欠如について)

60年を超える原子力発電所の運転延長に向けた新たな規制制度案を、原子力規制委員会が決定したのは今年の2月13日でした。多数決のうち4名が賛成し、1名が反対の意見を表明しています。経年化した原発への規制のあり方を大転換させる重要な案件が、委員の意見が一致しないまま決められる異例の事態となりました。反対した委員はもちろんの事、賛成した委員は口々にこう述べました。「説明が圧倒的に足りない」「外から定められた締切を守らなければいけないと（略）急かされて議論をしてきました」「60年越えをどうするのだというのが後回しになってしまって、そこがふわっとしたまま、こういう形で決めなければいけなくなった」と。総理、これは反対した専門家の発言ではありません。賛成した専門家の、会議中の発言です。

まず、総理に伺います。本法案は、今後の日本の原子力エネルギー政策において大きな転換点の一つともなり得る重大なものです。昨年7月に総理が原子力政策で「政治決断」が必要な項目の検討を指示してからわずか9ヶ月たらずという極めて拙速な展開について、専門家による原発運転延長に関する安全性の科学的・技術的な議論は、量・質共に十分なものだったとお考えになりますか。上の専門家の言葉に耳を傾けた上で、総理の見解を、理由と共にお答えください。

またこのように拙速に、原子力規制委員会が新たな規制制度を決定した理由として、原子力規制委員会委員長は「法案のデッドラインがあるので仕方ない」と記者会見で釈明しています。賛成した専門家も「急かされた」と感じた本法律案の締切を、そこまで急いで区切ったのはなぜですか。それによって得たもの、また失ったものは何か、総理のご認識を伺います。

（本法律案を「束ね法」とした事に対する懸念）

本法律案は、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に向けた施策、原子力の運転期間の規律の整備、高経年化した原子炉に対する規制の厳格化、円滑かつ着実な廃炉の推進、そして原子力基本法の見直しなど、5本の法律を対象に改正を行う「束ね法案」です。重要かつ多岐にわたる内容が一つの法律案にまとめられています。

政府は、束ね法案について、（1）法律案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法律案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あ

るいは（２）内容的に法律案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができるとしています。

本法律案は、再エネと原発という全く異なるエネルギー源に関する施策を一つの法案としてまとめたものであり、政策の統一性も条項の関連性もほとんど見られない内容となっています。そもそも束ね法案は、国会における個別の論点に関する十分な審議を困難にし、国民の深い理解を妨げ、国会審議を形骸化する恐れがあるものです。国会議員の表決権を侵害し、立法府の空洞化も招きかねないものです。

少なくとも、再エネに係る政策と原子力に係る政策とは、別個の法律案として提出し直すべきではなかったですか。総理のご見解を求めます。

（高経年化した原子炉に対する安全性の確認方法について）

原子力発電所は、発電所の建屋も含め、時が経つごとにコンクリートや電気ケーブルの特性の劣化が進みます。これは運転期間中も、運転停止期間中も同じです。

岸田総理はこれまでの国会答弁で、高経年化した原子炉については「規制委員会が厳格な審査を行い、規制基準への適合性が確認できなければ、運転は一切認められない」と繰り返して来られました。そこで原子力規制委員会委員長に伺います。規制委員会は、どのような基準で厳格な審査を行い、整合性をどのように確認するのでしょうか。

具体的な基準は今後検討する、とする場合、こうした重要な事項が国民に事前に明らかにされなくても、国会では法案審議が可能であるとする理由を明確にお答えください。

続いて原子力規制委員会委員長に伺います。総理によると「規制基準への適合性が確認できなければ、運転が一切認められない」との事ですが、これまで原子力発電所で経年による劣化が見逃されたトラブルとしては、どのような事例があったのでしょうか。過去にわたり網羅的な説明を求めます。

そして上記について、これまで経年劣化が見逃された理由はどのような点だ

ったのでしょうか。それを踏まえた上で、今後は規制基準への適合性を漏れなく確認できる、と規制委員会が自信を持つ根拠をお聞かせください。

新制度では、原子力発電所の運転期間について、再稼働審査や行政指導などによる停止期間を運転年数から除外し、その期間分について60年を超えて運転ができる事になります。運転期間の除外対象とされるのは、安全規制への対応や行政指導、後に取り消された裁判所の仮処分命令など、電力会社にとって他律的要因での停止で、経済産業大臣が認可するものです。

岸田総理に伺います。これまで規制委員会の審査が長期中断したケースとしては、断層の資料を書き換えた場合など、事業者側の不手際や準備不足であった場合などが散見されます。こうした不手際があった場合も、最長の60年に上乗せする形で運転期間の延長は認められるのでしょうか。

具体的な上乗せの基準については今後検討するとする場合、こうした重要事項が事前に国民に明らかにされなくても、法案審議が国会で可能である、と総理が考える理由をお答えください。

(本法律案の策定プロセスに見られる「規制の虜」の懸念)

福島第一原発事故の反省から、原子力の推進側と規制側とを厳格に分離する形で、原子力規制委員会と原子力規制庁が発足されたはずですが、にもかかわらず、本法律案の策定プロセスが正式に開始される前の段階において、経済産業省の職員と原子力規制庁の職員とが不適切な形で会合を持っていたことが明らかとなりました。そしてその事実は、原子力規制委員会に直ちに報告されていませんでした。

この件について、政府は、省庁間の「情報交換」、「頭の体操」などいい法律案を策定する上では行政機関として必要な活動であったという答弁を繰り返しています。西村大臣に伺います。真に必要な活動としてなされたのであれば、当該会合に係る資料等の情報開示にも、直ちに応じられたはずではないでしょうか。

また総理に伺います。政府にとって今も生きる福島第一原発事故への反省・教訓は、何であるとお考えですか。それらの教訓は今日どのように活かされているのでしょうか。

法律案は、その内容の適切さが担保されていることはもとより、適切なプロセスを経て国会に提出される必要があります。

規制側が被規制側にとりこまれ、実質的にコントロールされてしまうような状況は、「規制の虜」と表現されています。本法律案は、まさに「規制の虜」が危惧される中で策定されたものと言わざるを得ません。「情報交換」や「頭の体操」という名目で、推進側と規制側が事前に話をすりあわせるような会合を持つことを許してしまうなら、今後もそうした行動が繰り返されるであろうことは明らかです。

本法律案では、原子力基本法に「原子力に対する国民の信頼を確保する」ことを国の責務として規定する内容が盛り込まれていますが、既に審議を行う前から信頼が損なわれている状況となっていることを、総理はどのようにお考えでしょうか。公の場において、幅広い国民の意見を聞いた上で、改めて慎重な議論を行うべきと考えますが、総理の答弁を求めます。

(長期的なエネルギー政策に関するビジョン)

岸田総理は、原子力政策で「政治決断」が必要な項目の検討を指示した昨年7月、同時期の記者会見で、「資源が乏しい我が国には、単一の完璧なエネルギー源がない。このため、エネルギーの安価かつ安定的な供給及び脱炭素化に対応するため、原子力を含め、多様なエネルギー源をバランスよく活用していく方針」と答えています。

何に予算をいくら配分するかは、政治家が公の場で何を語るかよりもより正直に、優先順位を教えてくれるものです。西村経済産業大臣に伺います。令和5年度に計上された次世代革新炉も含む原子力発電所に関する予算、太陽光発電に関する予算、風力発電に関する予算、メタンハイドレートに関する予算をそれぞれ、お答えください。

その上で、今の政府の予算配分のあり方は、岸田総理のいう「多様なエネルギー源をバランスよく活用」するものであるか、お答えください。また、第六次エネルギー基本計画で記載されている「原発依存度を可能な限り低減」する事に本当に資するのか、お答えください。

本法律案で明らかになった岸田総理の原発政策の見直しについて、はっきりと「やるべきことをやっていない。非常に残念だ」と発言する人物がいます。元自民党総裁でもある小泉純一郎元首相です。同じ自民党出身かつ首相を務めた人物の声を、岸田総理はどのように聞かれていますか。

地震災害から逃れる事のできない日本で原子力政策に関する考え方は、保守・リベラルなどの政治的なスタンスを超えて、過去の事故をどのように捉え、人間の理性をどのように評価するか、そのために今、我々は何を準備しておくかにかかっていると思います。そのための新しい技術への投資であり、正直でオープンな議論であり、実行であると考えます。右でも左でもなく、前へ。立憲民主党は、人と地域を大事にしながら、グリーンな雇用を生みだし、グリーントランスフォーメーションを着実に実現していく事をお約束して、私の代表質問を終わらせていただきます。